

## 令和7年度 第3回菊川市下水道事業審議会（要旨）

期 日 令和8年2月12日（木）午前9時30分から

場 所 菊川浄化センター 1階 会議室

出席者 審議会委員7名

市：下水道課長、主幹兼庶務係長、庶務係担当職員

コンサル：日本水工設計株式会社2名

### 1 開会

### 2 議事

#### （1）報告事項

下水道使用料改定案について

（「菊川市下水道事業審議会 第3回審議会資料」を事務局より説明）

#### 質 疑

委 員：資料11ページにおける県内自治体の20 m<sup>3</sup>/月あたりの下水道使用料の比較について。使用料のうち、基本使用料の占める割合が高い市町と、従量使用料の割合が高い市町とがある。地域的な事情はあると思うが、この特徴について理由がわかるか。菊川市にとって改善のヒントになるかもしれない。

事務局：憶測にはなるが、工業や観光業等で水の需要が多い地域では、従量使用料の占める割合が高くなっているのではないかと。特に、静岡県の東部地域は、ホテルなどの観光施設が非常に多い場所であり、従量使用料の比率が高くなっていると思われる。

委 員：同じ静岡県の東部地域でも、基本使用料と従量使用料の比率が異なるのはなぜか。

委 員：使用料収入について、基本使用料をしっかりと徴収する方が経営は安定する。そのような考え方で基本使用料を高め設定している市町があるのかもしれない。

事務局：令和8年度からの使用料改定について、今年度可決された市町がいくつかあると聞いている。今後、県内でも使用料改定について検討する市町が出てくるのではないかと。

委 員：使用料を抑えるために、一般会計繰入金で相当額入れて収支のバランスをとっている市町もあると思う。各自治体の方針はあると思うが、そこは留意すべきだ。

委 員：合併浄化槽との兼ね合いもあり、一般会計繰入金をどこまで下水道事業会計へ入れるのかというバランスは大変難しい問題だ。

続いて、資料4ページについて確認したい。今回、使用料の総収入を20%引き

上げることとなった。菊川市の令和5年度の経費回収率は76.1%であるが、今回の改定によってどの程度回復するのか。

事務局：改定を行った場合、令和9年度には経費回収率が96.7%となる。グラフを見ても、汚水処理原価と使用料単価の差がほとんどなくなり、100%に近くなることがわかる。その後数値が変動し、令和13年度には83.0%となる見込みである。

委員：物価上昇等の影響はあるが、令和5年度の76.1%よりは高い状態を5年間キープできるということだ。

次に、基本使用料の設定において示された4つのケースについて伺う。ケース2の固定費充当率48.3%は、基本使用料・従量使用料を一律20%改定した場合の数字であり、根拠がはっきりしている。対して残りの3つのケース、特にケース3やケース4の50.0%や52.5%という数値の根拠を教えてください。市民へ説明する際、はっきりと根拠を示せるものであってほしい。

事務局：まず、基本使用料と従量使用料を一律20%上げるケース2をベースとして設定した。第2回審議会において、「基本使用料を比較的高めに設定する。」という方針に基づき、固定費充当率をケース2よりも高めに設定した、ケース3と4を用意した。また、ケース2の基本使用料1,160円/月（税抜）の負担を大きいと感じた場合の参考として、ケース1も設定している。各ケースにおける固定費充当率の幅については、切りよく2.5%刻みで設定したものである。

委員：固定費充当率は必ずしもその数値でなければならないというわけではなく、調整の幅ということか。

事務局：そのとおりである。資料10ページにて、各ケースの負担感を委員の皆様に確認してもらった上で、固定費充当率を調整することも考えている。

## （2）協議事項

- ア 基本使用料の決定
- イ 従量使用料区分数の検討

## 協 議

委員：では、基本使用料の設定について、ケース1からケース4のどれを選択するのか、また、従量使用料区分を3区分のままにするのか、4区分にするのか、皆様のご意見を伺いたい。その後に採決を取らせていただく。

委員：基本使用料の設定については、固定費充当率を上げるという国の方針もあり、半分という50.0%は妥当な線だと思う。基本使用料は現行体系と比較して25%増、従量使用料は18%増と、従量使用料が20%を下回る点については説明が必要だ。基本水量を設定しているため、基本使用料に従量使用料分が含まれている現状を踏まえると、今回は一旦50.0%まで引き上げるケース3がよい。

従量使用料区分については、いずれは基本水量をなくすという議論が出てくることを踏まえ、今回は現状の3区分のままとし、次回の改定時に基本水量のあり方と合わせて検討すればよいと考える。また、将来的には使用水量が減少する見込みであるため、そこへの配慮が必要である。

委員：固定費充当率を高める方がよいと思うが、一般家庭にとっては負担が大きいとも感じる。使用料改定率20%の中で調整できるよう、ケース2かケース3がよい。

従量使用料区分は3区分でよい。

委員：将来的に、使用料収入で賄いきれない経費が増加していく状況を考えれば、ケース3がよいのではないか。使用料を上げざるを得ない理由を市民に伝えることが一番大事だ。

従量使用料区分についても、家庭の節水化が進んでいる現状を踏まえれば、現行通り3区分でよい。

委員：個人的にはケース2が良いと思うが、固定費充当率を上げていかないと平等にならないので、ケース3でもよい。

従量使用料区分は今までどおり、3区分がよい。

委員：固定費充当率を45%、48.3%、50.0%と並べたときに、充当率の差が均等ではない。そのため、各数値を比較することが難しく、固定費充当率の設定に少し違和感がある。

今後、高齢化が進み、日中を家庭で過ごす方が増えると、そういった世帯の水量は増える。また、共働き世帯が増えれば、昼間を家庭以外で過ごす時間が増えるので、学校や事業所の水量は増えると想定する。事業所等の立場に立てば、従量使用料の負担が比較的小さいケース3。家庭の側に立てば、節水によって使用料負担を減らすことができるケース2が良いと考えており、悩んでいる。

委員：使用料体系の基本方針として定めたとおり、基本使用料をもっと上げてよいと考える。これらのケースの中では、ケース4が良い。現行から約3割の増加となるが、一月あたりの増加額は、他ケースと比較しても大きな差はない。

従量使用料区分は3区分でよい。

委員：私は、ケース2とケース3の間で迷っているが、ケース2を支持する。理由は三点ある。第一に、固定費充当率を現行の40%から引き上げる目標に対し、48.3%は目標を達成している点である。第二に、48.3%は根拠が明確な数値だという点である。第三に、基本水量の範囲内で下水道を使用している約3割の方にとって、基本使用料（2ヶ月あたり）の値上げ幅が400円台か500円台かという差は、わずか90円であっても生活に影響すると考えるためである。ケース2は5年間の総収入（941,473千円・税抜）が4ケースの中で最も低い、目標総収入（940,357千円・税抜）を確保しており、妥当な水準と判断する。以上より、今回の改定はケース2に賛成である。5年後の改定では固定費充当率をさらに向上

させることになると思われる。

従量使用料区分については、4区分にすることで20～60 m<sup>3</sup>/2ヶ月の一般家庭の負担感を和らげることができるが、この点を支持される方がいないことを意外に感じた。結論としては、累進度を現状維持とする3区分を支持する。

#### <基本使用料の設定・採決>

(第1回投票)

ケース1 (固定費充当率 45.0%) : 0名

ケース2 (固定費充当率 48.3%) : 3名

ケース3 (固定費充当率 50.0%) : 3名

ケース4 (固定費充当率 52.5%) : 1名

(第2回決選投票 : ケース2対ケース3)

ケース2 (固定費充当率 48.3%) : 3名

ケース3 (固定費充当率 50.0%) : 4名

⇒基本使用料の設定は「ケース3 (固定費充当率 50.0%)」に決定。

#### <従量使用料区分の設定・採決>

3区分 (現状維持) : 7名 (全員)

⇒従量使用料区分の設定は「3区分 (現状維持)」に決定。

委員 : 基本使用料の設定はケース3 (固定費充当率 50.0%)、従量使用料区分は3区分で検討を進める方針とする。今回の審議はこれまでとし、進行を事務局にお返しする。

### 3 その他連絡事項

- ・次回審議日程の調整について
- ・会議録等の公表について
- ・今回の審議会全体を通しての質問、意見

### 4 閉会